別表六（二）付表六　記載要領

1　この表は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第69条第17項又は第18項（外国税額の控除）（これらの規定を同条第21項及び第22項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除不足額相当額（(5)－(1)）又は当初申告税額控除不足額相当額　(6)」の欄は、通算法人が法第69条第19項の規定の適用を受ける場合には「(5)－(1)）又は」を消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を消すこと。

3　「税額控除超過額相当額（(1)－(5)）又は当初申告税額控除超過額相当額　(7)」の欄は、通算法人が法第69条第19項の規定の適用を受ける場合には「(1)－(5)）又は」を消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を消すこと。

別表六㈠の記載要領第１号中「第13項」を「第12項」に、「、第81条の15第２項、第３項若しくは第８項（連結事業年度における外国税額の控除）又は」を「の規定、同条第17項若しくは第18項（これらの規定を同条第21項及び第22項において準用する場合を含む。）の規定若しくは法」に改め、「規定」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第81条の15第２項、第３項若しくは第８項（連結事業年度における外国税額の控除）の規定」を加え、同第四号㈠中「第69条第10項」を「第69条第９項」に改め、「）又は」の次に「令和２年旧法」を加え、同号㈡中「第69条第12項」を「第69条第11項」に改め、「）又は」の次に「令和２年旧法」を加え、同第五号㈠中「第69条第10項又は」を「第69条第９項又は令和２年旧法」に改め、同号㈡中「第69条第12項又は」を「第69条第11項又は令和２年旧法」に改める。

別表六㈡付表一の記載要領第１号中「第69条第10項（適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等」を「第69条第９項（外国税額の控除」に改め、「含む。）」の次に「の規定若しくは法第69条第17項若しくは第18項（これらの規定を同条第21項及び第22項において準用する場合を含む。）」を加え、「連結法人が法」を「連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同第三号中「別表六㈡の「15」」を「別表六㈡の「17」、別表六㈡付表五の「30」」に改める。

別表六㈡付表二の記載要領第１号中「第69条第12項（適格分割等が行われた場合にないものとされる繰越控除限度額等」を「第69条第11項（外国税額の控除」に改め、「含む。）」の次に「の規定若しくは法第69条第17項若しくは第18項（これらの規定を同条第21項及び第22項において準用する場合を含む。）」を加え、「連結法人が法」を「連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同第二号中「別表六㈡の「15」」を「別表六㈡の「17」、別表六㈡付表五の「30」」に改める。

別表六㈢の記載要領第１号中「、第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）若しくは」を「の規定、同条第17項若しくは第18項（これらの規定を同条第21項及び第22項において準用する場合を含む。）の規定若しくは法」に改め、「）の規定」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（次号(2)において「令和２年旧法」という。）第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定」を加え、「、第155条の27第５項各号若しくは第６項各号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）」を削り、「第195条第５項各号」の次に「若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第155条の27第５項各号若しくは第６項各号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）」を加え、同第二号㈡中「法第81条の15第１項」を「令和２年旧法第81条の15第１項」に改め、同号㈡ロ中「（法」を「（令和２年旧法」に改める。

別表六㈣の二の記載要領中「若しくは連結法人が法」を「の規定若しくは同条第17項若しくは第18項（これらの規定を同条第21項及び第22項において準用する場合を含む。）の規定若しくは連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六㈤の記載要領第１号中「（外国税額の控除）」の次に「の規定若しくは同条第17項若しくは第18項（これらの規定を同条第21項及び第22項において準用する場合を含む。）」を加え、「連結法人（令」を「連結法人（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧令」という。）」に、「法第81条の15第１項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（第４号において「令和２年旧法」という。）第81条の15第１項」に、「、第155条の27第２項又は第195条第２項」を「若しくは第195条第２項又は令和２年旧令第155条の27第２項」に改め、同第四号中「、第155条の27第２項各号又は第195条第２項各号」を「若しくは第195条第２項各号又は令和２年旧令第155条の27第２項各号」に改め、同号を同第五号とし、同第三号中「）又は」の次に「）令和２年旧法」を加え、「（法」を「（令和２年旧法」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

3　当該事業年度において法第64条の８（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）若しくは令第19条第６項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）又は令和２年旧令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額がある場合には、「所得金額仮計又は個別所得金額仮計（別表四「25の①」又は別表四の二付表「33の①」）　⑯」の欄は、これらの規定を適用しないで計算した所得金額仮計又は個別所得金額仮計を記載すること。

別表七㈠の表中「控除前所得金額（別表四「39の①」）－（別表七（二）「９」又は「21」）」を「控除前所得金額（別表四「44の①」）」に、「所得金額控除限度額　(1)×50又は100／100」を「損金